

三重大学利益相反判断基準の考え方

令和 6 年 1 月 5 日

利益相反管理委員会決定

1. 定期自己申告基準（※ 1 項目以上該当があれば利益相反状態）

| 項目 | 基準 |
|---------------|---|
| 公開株式保有 | 本人または親族（配偶者並びに 1 親等以内の血族及び姻族）が保有 |
| 未公開株式保有 | 本人または親族（配偶者並びに 1 親等以内の血族及び姻族）が保有 |
| ロイヤリティ収入 | 収入あり（個人が権利者となっている特許権、プログラム著作権等への対価に限る。三重大学が支払うものは対象外。） |
| 兼業 | 期間中報酬総額が 100 万円以上（非常勤講師、非常勤医師等（医行為を行うもの）の活動を除く）。兼業先が複数の場合は合算。 |
| | 代表権あり（報酬の有無に関わらない。） |
| 設備・物品・サービス購入等 | 購入等実績あり |

2. 深刻な利益相反状態該当基準

以下の①～③のいずれかに該当があれば深刻な利益相反状態

① 以下の項目(a～f)の内に 2 つ以上該当、または e. 兼業報酬(2)に該当する

| 項目 | 観点 |
|--------------------|--|
| a 公開株式保有 | (1) または (2) に該当 (1) 前年と比較し、所有株式が増加・減少 (2) 持株比率が高い |
| b 未公開株式保有 | (1) または (2) に該当 (1) 長期モニタリングを行い、所有株式または持株比率が増加 (2) 持株比率が高い |
| c ロイヤリティ収入 | 収入あり（個人が権利者となっている特許権、プログラム著作権等への対価に限る。三重大学が支払うものは対象外。） |
| d 兼業 | 代表権あり ※創業に関わっている場合はモニタリングを行う。 |
| e 兼業報酬 | (1) または (2) に該当 (1) 期間中報酬総額が本俸を超える（兼業先が複数の場合は合算で本俸を超える） (2) 代表権者（d で代表権者に該当）としての年間報酬が 100 万円以上 |
| f 設備・物品・サービス購入等 | 契約の金額及び合理性について個別判断 |

② 共同研究または受託研究代表者であり、下記 1), 2), 3) のいずれかに該当する場合

- 1) 「相手先の公開株式又は未公開株式を保有しており、その持ち株比率が高い」
- 2) 「相手先の代表権を保有している」
- 3) 「相手先の公開株式又は未公開株式を保有している」かつ「相手先と兼業を行っている」

③ その他深刻な利益相反として考慮すべき事情がある

3. 深刻な利益相反状態の場合

管理委員会において、「改善措置」、または「厳格な管理」を判断する。

(各種規程・規則違反等と判断される場合もある。)